

地域のみなさんの「やりたい、やってみたい。」を応援します！！

「大崎市住民主体による支え合い訪問型生活支援事業」

市では、高齢者等が住み慣れた地域で「なじみの関係性」を切らさずに生活を送るために、「生活上のちょっとした困りごと」例えばゴミ出しや買い物、電球交換、雪かきなどを、地域住民同士で助け合いの活動をする団体を応援します。

この生活支援を行う住民団体で下記の要件等を満たす場合、市から「事業補助金」を交付します。

今後、支援を必要とする軽度の単身高齢者世帯が増加する一方、介護の担い手不足が予測される中、住民団体等が行う生活支援の活動が、介護保険の制度として位置づけられました。

■補助金の対象となる要件

①利用対象は、要支援1・2の方、総合事業で事業対象者となった方への生活支援を行います。

ただし、上記以外の方に加え、障がいのある方、要介護認定を受けている方、または要支援・要介護認定を受けていない高齢者等への生活支援の実施を妨げるものではありません。

②訪問介護の生活援助に位置づけられている以下の「訪問介護（生活支援）」の項目から1つ以上を生活支援のメニューとして提供します。これに加えて、「介護保険外のサービス」を提供することもできます。

訪問介護【生活援助】

- 居室内やトイレの掃除
- ゴミ出し
- 洗濯
- 洗濯物の取り入れと収納
- アイロンがけ
- 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 衣類の整理
- 被服の補修
- 一般的な調理
- 配下膳
- 日用品等の買い物（内容の確認、品物、つり銭の確認を含む）
- 薬の受け取り

上記以外で想定される生活支援（介護保険外のサービス）

- 家具・家電等の組み立て、移動、修理（電球の交換等）、居室内の様様替え
- 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸作業
- 大掃除、窓ガラス拭き・磨き、床のワックスがけ
- 散歩、買い物等外出時の付き添い ・犬の散歩等ペットのお世話
- 灯油入れ
- 雪かき程度の軽度な除雪
- 新聞、書類等の代読、パソコン操作
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- 軽微な室内外家屋の修理、ペンキ塗り（高所作業のない程度）



■申請できる団体

・まちづくり団体（自治会、町内会、行政区、地域自治組織、その他の地域福祉を行う団体）

※ボランティア団体も含まれる。

■補助対象経費

◎運営費補助（※従事者（活動者）への人件費等の直接経費は対象外）

規模単位	活動の単位	運営費補助額
【小規模】	町内会，自治会，親交会，行政区等	月 8 千円×月数
【中規模】	行政区の複合体，地域づくり委員会の単位，（旧）小学校区	月 16 千円×月数
【大規模】	中学校区，まちづくりの単位	月 20 千円×月数

（例示）・サービスの利用調整を行う者の人件費（交通費含む）

- ・謝金（研修等講師料） ・消耗品費 ・燃料費 ・印刷製本費 ・光熱水費
- ・役務費（通信費，保険料） ・使用料及び賃借料（会場使用料，リース料等） ・備品購入費

◎立ち上げ補助（※新規に団体を立ち上げる際に補助します。）

開始初年度 1 回限り	100 千円上限
-------------	----------

- ・消耗品費 ・印刷製本費 ・備品購入費

■利用者負担

利用者からの利用料は実施団体で設定が可能です。（例：利用 1 回 1 時間当たり 600 円）

■申請手続きの流れ（ は申請団体， は行政）



問い合わせ先

大崎市民生部社会福祉課地域共生社会担当 電話：0229-23-6012

E-Mail：shafuku@city.osaki.miyagi.jp